

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成30年8月16日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成30年8月16日（木）午前9時30分～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

企画政策課 中村課長、保科主査

3 件名

各種様式における性別記載方針の策定について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

質疑なし

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

報告書(行政経営戦略会議)

部課名 企画財政部 企画政策課

件名	各種様式における性別記載方針の策定について					
内容	<p>「男女共同参画社会基本法」や「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の制定などから、性別に関わりなく自分らしい生き方ができる男女共同参画社会の実現に向けた取組の一環として、性同一性障害など性的少数者へ配慮した各種申請書等における性別記載欄の見直しについて取り組んできた。</p> <p>また、平成28年3月策定の市男女平等推進行動計画では、各種様式やアンケート等の性別記載欄について、性的少数者の人権への配慮を進めるとする一方、男女平等の推進に関する課題が把握できるよう、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（男女の統計：ジェンダー統計）の充実を図るとしている。</p> <p>しかしながら、これまで性別記載欄のあり方については、具体的な考え方を示しておらず、各種申請書等を所管する課等の判断により取り組んできたため、記載欄を設ける場合の判断基準や進捗状況に差が生じている。</p> <p>このことから、性別記載欄について、その必要性の判断基準や記載方法など、性別記載方針（統一した考え方）を策定し、各種申請書等の様式を整理することとしたので報告するものである。</p>					
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)						
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙のとおり 					
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)
	条例規則	無		報道発表	無	
	議会説明	有	行政運営報告(H31.3月)	広報・HP等	無	市HP(H31.4月)
	市民参加	有	市男女共同参画推進会議			
	付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで				
参考情報	関係法令等					
	関係課	全課				
	事業費	0 千円 (うち特定財源) 千円)				

各種様式における性別記載方針の策定について

1 策定理由

「男女共同参画社会基本法（平成11年）」や「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年）」が制定され、このころから性同一性障害への人権擁護の観点から、公的申請書や証明書の性別記載欄を見直す自治体が増加してきた。

本市においても、性別に関わりなく自分らしい生き方ができる男女共同参画社会の実現に向けた取組の一環として、性同一性障害など性的少数者へ配慮した各種申請書等における性別記載欄の見直しについて平成16年度から取り組んでいる。

また、平成28年3月策定の市男女平等推進行動計画では、各種様式やアンケート等の性別記載欄について、性的少数者の人権への配慮を進めるとする一方、男女平等の推進に関する課題が把握できるよう、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（男女の統計：ジェンダー統計）の充実を図るとしている。

しかしながら、これまで性別記載欄のあり方については、具体的な考え方を示しておらず、各種申請書等を所管する課等の判断により取り組んできたため、性別記載欄を設ける場合の判断基準や見直しの進捗状況に差が生じている。

このことから、各種申請書等様式の性別記載欄について、その必要性の判断基準や性別欄を設ける場合の記載方法など性別記載方針を策定し、全庁的に統一した考え方により整理見直しを推進する。

2 策定方法

方針（案）は以下の手続きを経て行政経営戦略会議で決定し、男女共同参画推進会議から意見を聞いたうえで決定する。なお、推進会議からの意見により、大幅な修正が必要となった場合は、再度、戦略会議に付議する。

（1）性別記載様式の照会及び各課ヒアリング

平成30年5月22日付「各種様式等における性別表記の調査について（依頼）」にて提出された各種様式を元に、抽出もれ等がないか照会し、そのデータを元にヒアリングを実施 ※対象は性別記載欄のある様式のみ

（2）性別記載方針（素案）の作成

（3）白井市男女共同参画推進委員会の開催（庁内会議）

（4）行政経営戦略会議へ付議（性別記載方針（案）の決定）

（5）白井市男女共同参画推進会議の開催（付属機関）

（6）性別記載方針の決定

3 性別記載方針に記載する内容の例（案）

① 性別記載の基本方針

- ・業務上、性別情報が不要な場合は、性別欄を廃止する。

業務上、性別情報が必要な理由がある場合又は国・県等他の機関が定めるものを除く。 など

② 業務上性別情報が必要な理由

- ・統計上、収集する必要がある。
- ・医療上、性別の情報を収集する必要がある。
- ・性別により配慮または対応を区別する必要がある。 など

③ 記載方法の工夫の仕方

- ・自由記載方式や、男女の2択ではなく他の選択肢を加える。 など

4 策定の時期

平成31年3月

5 方針の周知方法

市ホームページ、議会への行政運営報告

6 方針策定後の対応

- ・性別記載方針に照らし、各種様式等の性別記載欄の必要性等を所管課と協議のうえ決定する。
- ・市例規（規則等）に規定されている様式については、企画政策課で一括して改正を行う。但し、他の理由で規則改正を予定しているものを除く。
- ・内部の要綱等で規定している様式については、各所管課において改正する。

各種様式における性別記載方針の策定スケジュール

8月	9月	10月	11月	12月	H31.1月	2月	3月	4月	5月	6月
8/16 戦略会議で報告										
8/17～30 性別記載様式の再照会（抽出もれ等がないか確認）										
	9/13～28 ヒアリング（記載理由、根拠、見直す場合支障となる事項等課題の把握）									
		10月 方針（素案）作成								
			11月前半 推進委員会開催							
				12月 戦略会議に付議、方針（案）の決定						
					1月～2月上旬 推進会議開催					
							3月 起案：方針決定			
							※推進会議を踏まえ、方針(案)に大幅な変更が必要となった場合は、再度、戦略会議に付議する。			
							4月以降 ●規則改正 ●要綱改正 等実施			

⇒平成31年度